

【A表】報告対象として指定される建築物（建築設備等は次ページ参照）

項目	対象用途	対象要件	報告時期
A	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・客席部分の延床\geq200㎡（避難階のみにあるものは除く） ・主階が1階にないもの（劇場・映画館・演芸場）（※） ・延床>300㎡（劇場・映画館・演芸場・観覧場） 	3年ごと
B	ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・2階の延床\geq300㎡ ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ延床>300㎡ 	
C	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・2階の延床\geq300㎡ 	
J	有床診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上かつ延床>300㎡ 	
D	百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・2階の延床\geq500㎡ ・延床\geq3,000㎡（当該用途が避難階のみにあるものは除く） ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ延床>1,000㎡（展示場を除く） 	
E	共同住宅（小倉北区）	<ul style="list-style-type: none"> ・5階以上の階に当該用途 	
F	共同住宅（門司、小倉南、戸畑区）		
G	共同住宅（若松、八幡東、八幡西区）		
I	飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・2階の延床\geq500㎡ ・延床>3,000㎡（当該用途が避難階のみにあるものは除く） 	
L	【就寝用途の児童福祉施設等】 老人ホーム、介護福祉サービスに関する施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の延床>100㎡（※） ・2階の延床\geq300㎡ 	
M	【就寝用途の児童福祉施設等】 サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、障害福祉サービスに関する施設等		
N	体育館、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 いずれも学校に付属するものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階の延床>100㎡（※） ・延床\geq2,000㎡（当該用途が避難階のみにあるものは除く） 	

（※）上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象

【B表】 報告対象として指定される建築設備等

項目	種別	対象	報告時期
1	建築設備（機械換気設備、機械排煙設備、非常用照明）	<ul style="list-style-type: none"> ・ A表に該当する建築物のうち、共同住宅（E, F, G）を除く建築物に設けられる建築設備 	毎年度
2	防火設備（随時閉鎖式の防火扉、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャーに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ A表に該当する建築物のうち、共同住宅（E, F, G）を除く建築物に設けられる防火設備 ・ A表のC、J、L又はMの用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 	
3	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る） <p>※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。</p> <p>※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち、一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1トン以上のもの。）を除く。</p>	
4	準用工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光用エレベーター、観光用エスカレーター ・ 遊戯施設（観覧車, ウォーターシュート, コースター 等） 	